

市道におけるバス停へのベンチ設置について（案）

1 目的

市道のバス停において、高齢者等が路線バスの到着まで座って待つことができるなど、待合環境の利便性向上を図るため、地域の町内会等によるバス停へのベンチ設置に係る申請について、本協議会として支援を行う。

2 対象

千歳市町内会連合会に加盟する町内会

3 設置個所

市道のバス停

4 提出書類

設置を希望するバス停の写真、設置希望箇所を記した図面

5 支援内容

道路占用許可申請書の作成支援、同申請書に添付する図面の作成支援など

6 設置条件

別紙のとおり

7 その他

- (1) ベンチ等の設置や維持管理に係る費用については団体が負担すること。
- (2) 強風などの自然現象により、第三者へ被害を与えないよう設置すること。
- (3) 設置期間は、4月～11月までとし、11月末までには撤去すること。
- (4) ベンチの使用は、全てのバス停利用者が利用できるものとする。

8 相談窓口

- ・千歳市地域公共交通活性化協議会事務局
（千歳市企画部交通政策課内）
TEL 0123-24-0897
MAIL koutsuuseisaku@city.chitose.lg.jp

- ・千歳市建設部道路管理課
TEL 0123-24-0016
MAIL dorokanri@city.chitose.lg.jp

市道におけるバス停へのベンチ設置の条件

1、道路の幅員に対する許可の範囲

市道の敷地内にベンチを設置する場合は、道路占用許可が必要となる。

許可の範囲は、千歳市道路条例施行規則に基づき、次に定める範囲で許可するものとする。

(1) 歩道と車道の区分のない道路では、その片側において全幅の12分の1以内

(2) 歩道と車道の区分のある道路では、その歩道の3分の1以内

ただし、当該道路の交通量が少ない場合などは、その範囲を拡張できる場合があるので、個別にご相談ください。

(例)

歩道 2.0mの場合 → $2.0 \times 1/3 = 0.66\text{m}$ までOK

歩道 3.5mの場合 → $3.5 \times 1/3 = 1.16\text{m}$ までOK

2、占用料

バス停に附随して設置されるベンチであるため、占用料は免除する。

3、その他

設置期間は、歩道除雪の関係から、11月末までには、撤去すること。

強風など自然現象で第三者に被害を与えないよう、設置すること。

以上